資料１

姫路市ＤＶ防止及び困難女性支援基本計画

第２回策定会議資料

令和８年１０月７日開催

目　次

１　施策の体系（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
２　施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

1　施策の体系（案）

基本目標	施策の方向	施策
1 啓発・教育の推進	⑴　市民等への啓発の推進	【施策①】家庭・地域・企業等への啓発の推進（**困難追加**） 【施策②】ホームページ等による啓発の推進（**困難追加**） 【施策③】啓発ポスターの商業施設等への掲示 【施策④】ＤＶ防止キャンペーンの実施やチラシ等の作成
	⑵　学校等における啓発・教育の推進	【施策①】人権教育に基づく男女平等教育の推進 【施策②】デートＤＶ防止の教育の推進 【施策③】教職員等に対する啓発の推進
	⑶　保健医療機関・福祉関係者等への啓発の推進	【施策①】保健医療機関・福祉関係者への啓発の推進 【施策②】市の職員への啓発の推進
2 相談体制の充実	⑴　相談窓口の周知	【施策①】ＤＶ相談窓口の案内 【施策②】ホームページの充実 【施策③】ＤＶ相談案内カードの配布（拡充） 【施策④】関係各課の冊子等への掲載 【施策⑤】庁内相談部門等との連携
	⑵　困難女性支援対象者の早期の把握（新規）	【施策①】民生委員・児童委員からの情報に基づく支援対象者の把握（新規） 【施策②】要保護児童対策地域協議会との連携（**困難新規**）
	⑶　相談体制の充実	【施策①】メールやＳＮＳ等を活用した相談案内の実施（拡充）（**困難含む**） 【施策②】高齢者・障害者・未成年者等に対する相談の充実（**困難含む**） 【施策③】外国人に対する相談の充実（**困難含む**）
	⑷　女性相談支援員の資質向上	【施策①】ＤＶ相談マニュアル等の活用 【施策②】全国女性相談支援員連絡協議会等の研修への参加 【施策③】女性相談支援員への支援の充実

基本目標	施策の方向	施策
3 被害者の安全確保	⑴ 安全確保の徹底	【施策①】緊急時における一時保護の実施 【施策②】安全な移送の実施 【施策③】被害者に対する安全確保の助言 【施策④】警察との緊密な連携 【施策⑤】諸手続におけるワンストップサービスの実施 【施策⑥】母子生活支援施設や老人ホーム等の機能の活用
	⑵ 法律的な相談にかかる支援	【施策①】法律的な相談窓口等の情報提供と助言の実施 **（困難含む）** 【施策②】保護命令制度等の情報提供と助言の実施 【施策③】保護命令申立て時の支援の充実
	⑶ 情報管理の徹底	【施策①】住民基本台帳事務における閲覧等の制限 【施策②】関係各課におけるＤＶ関連の情報管理の徹底
4 自立支援体制の充実	⑴ 生活の再建に向けた支援	【施策①】市外へ転出するケースへの支援 【施策②】市内に転入するケースへの支援 【施策③】自立に向けた情報提供の充実 **（困難含む）** 【施策④】被害者への中長期的フォローアップの実施 **（困難含む）**
	⑵ 経済的支援の充実	【施策①】ひとり親家庭が利用できる制度等の周知 **（困難含む）** 【施策②】養育費確保にかかる支援の実施 **（困難含む）**
	⑶ 就労・就学に向けた支援の充実	【施策①】ひとり親家庭就労支援事業等の活用 **（困難含む）** 【施策②】保育や就学に関する支援 【施策③】自立に向けた就労支援（新規） **（困難新規）**

基本目標	施策の方向	施策
4 自立支援体制の充実	⑷ 住宅確保に向けた支援の充実	【施策①】公営住宅の申込み等に関する情報提供 **（困難含む）** 【施策②】居住支援協議会等との連携（新規）**（困難新規）** 【施策③】母子生活支援施設等への入所の支援 **（困難含む）**
	⑸ 健康への支援の充実	【施策①】精神的な悩みを持つ方への支援 **（困難含む）** 【施策②】子どもの心のケアに関する支援 【施策③】保健に関する支援 【施策④】継続的な相談支援の実施（新規）**（困難新規）**
5 関係機関・民間支援団体との連携強化	⑴ 関係機関との連携推進	【施策①】庁内連携会議等の開催 【施策②】関係機関によるネットワークの充実 【施策③】県や近隣市町との連携の強化 【施策④】こども家庭センター（児童相談所）との連携
	⑵ 民間支援団体との連携推進	【施策①】民間支援団体との連携に向けた調査・研究
	⑶ 調査・研究の推進	【施策①】被害者へのアンケートの実施 **（困難含む）** 【施策②】ＤＶ防止や被害者への支援の調査・研究

２　施策の展開

基本目標１　啓発・教育の推進

【課題】
○　自分が受けている暴力がＤＶであると気づくこと、相談できる窓口の存在を知っていくことが大切である。
○　デートＤＶや将来のＤＶをなくすため、若年層に対して人権尊重やＤＶ防止に関する意識啓発を行うことが重要である。
○　困難な問題を抱える女性の置かれている状況や背景（ＤＶなど）を社会全体で理解するための啓発が必要である。

施策の方向

(1) 市民等への啓発の推進

【施策①】家庭・地域・企業等への啓発の推進
　家庭・地域・企業等においてＤＶ防止や困難な問題を抱える女性への支援に関する理解を深めるため、インターネットやＳＮＳ等での啓発を推進します。また、要望があれば、県と連携し、地域や職場でのＤＶ防止講座を実施します。

【施策②】ホームページ等による啓発の推進
　姫路市配偶者暴力相談支援センターのホームページ等を活用し、困難な問題を抱える女性への支援やＤＶ防止に関する情報を掲載し、女性の権利や支援体制の理解が進むよう取り組みます。

【施策③】啓発ポスターの商業施設等への掲示

ＤＶ防止の啓発ポスターについて、市の施設だけでなく、市民の目に触れやすい商業施設等への掲示に取り組みます。また、庁内等のデジタルサイネージを積極的に活用します。

【施策④】ＤＶ防止キャンペーンの実施やチラシ等の作成

内閣府の「女性に対する暴力をなくす運動」（１１月）に合わせて、ホームページでの情報発信やパープルリボン*の配布などＤＶ防止キャンペーンを実施します。また、同月に実施される「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」と一体的に啓発やチラシの作成を行うなど、効果的な啓発活動を実施します。

⑵ 学校等における啓発・教育の推進

【施策①】人権教育に基づく男女平等教育の推進

互いに人権を尊重し合う社会の構築を目指した人権教育を基盤にし、男女平等教育を児童・生徒の発達段階に応じて推進します。

【施策②】デートＤＶ防止の教育の推進

中学生や高校生を対象に、ＤＶＤ、啓発冊子や市政出前講座等を活用し、精神的暴力や性的暴力等のデートＤＶを防止するための教育を進めます。

【施策③】教職員等に対する啓発の推進

教職員や保育士、スクールカウンセラー*等がＤＶに関する理解を深めることができるよう研修を推進します。特に教職員には、研修内容を充実します。また、職場研修等に活用してもらうため、内閣府が作成したオンライン研修用の教材を提供します。

(3) 保健医療機関・福祉関係者等への啓発の推進

【施策①】保健医療機関・福祉関係者への啓発の推進

民生委員・児童委員*や地域包括支援センターの職員等の福祉関係者が被害者から相談を受けたときに、適切に助言等の対応ができるよう研修等を実施します。また、医療関係者や福祉関係者にＤＶの早期発見や通報等について協力を求めていきます。

【施策②】市の職員への啓発の推進

市の新規採用職員に対してＤＶの基礎知識についての研修を実施します。また、全ての職員のＤＶに関する意識の醸成を目指して階層別に研修を実施します。さらに市の保健・福祉担当職員には、ＤＶに関する窓口での対応方法についての研修を実施します。

基本目標２　相談体制の充実

【課題】
○　相談件数はピーク時よりは減少するも、近年は高止まりの傾向である。
○　自分自身が困難な問題を抱えていると気付いていない場合や、気付いていても他者に言えない状況に置かれている場合があるため、早期に把握し、必要な支援を行うことが重要である。
○　女性相談支援員は、複雑多岐にわたる相談内容に対して適切に統一的な対応がとれるよう研修を重ね、相談員間で情報の共有化を図ることが必要である。
○　女性相談支援員自身のメンタルヘルスの維持や処遇困難なケースへの対応に対する連携・支援体制の構築が不可欠である。

施策の方向

(1)　相談窓口の周知

【施策①】ＤＶ相談窓口への案内
女性が抱える悩み相談などから、相談の背景にＤＶ被害が疑われる場合は、相談者の意思を尊重しながら、必要に応じて姫路市配偶者暴力相談支援センターへの相談を促し、相談者の早期支援につなげます。

【施策②】ホームページの充実
姫路市配偶者暴力相談支援センターの事業をよりわかりやすく紹介するとともに、国・県のＤＶに関する最新情報を掲載するなど、ホームページの充実を図ります。

【施策③】ＤＶ相談案内カードの配布（拡充）
ＤＶの相談窓口を周知するため、ＤＶ相談案内カードの配置場所は、商業施設や公共施設等に加え、地域の身近な場所にも配置を増やしていくとともに、市のイベントや事業においても配布に取り組みます。

【施策④】関係各課の冊子等への掲載

関係各課が作成する冊子等に、ＤＶの相談窓口に関する内容を掲載し周知を図ります。

【施策⑤】庁内相談部門等との連携

市民相談、健康相談その他の各種相談窓口等において、相談者にＤＶ被害が疑われる場合は、関係機関が相互に連携して慎重に対応します。

(2) 困難女性支援対象者の早期の把握（新規）

【施策①】民生委員・児童委員からの情報に基づく支援対象者の把握（新規）

普段から地域の見守り活動を行っている民生委員・児童委員からの情報に基づき、困難女性支援対象者を早期に把握します。

【施策②】要保護児童対策地域協議会*との連携

女性相談支援員は、要保護児童対策地域協議会に出席し、対応ケースにおける情報収集や意見交換を行う中で、被害者の早期発見に努めます。

(3) 相談体制の充実

【施策①】メールやＳＮＳ等を活用した相談案内の実施（拡充）

若年層に対する相談受付体制の充実を図るため、福祉に関するチャットを活用して、ＤＶや困難な問題を抱える女性からの相談に対し、相談できる窓口を案内します。また、メールやＳＮＳ等を使った相談対応について、他都市の状況を調査・研究し、具体的な課題や効果等の検討を行います。

【施策②】高齢者・障害者・未成年者等に対する相談の充実

本人の状態を踏まえ関係各課が連携して対応し、特に配慮を必要とする相談者に対しては、関係機関と十分に協議を行います。

また、性的マイノリティ（ＬＧＢＴＱ）*の方からの相談に対応するため、女性相談支援員の研修機会の確保に努めるとともに、関係機関と連携します。

【施策③】外国人に対する相談の充実

外国人向けリーフレット等を活用し、相談窓口の周知を図るとともに、必要に応じて「姫路市外国人相談センター」とも連携して相談者の支援を行います。

(4) 女性相談支援員の資質向上

【施策①】ＤＶ相談マニュアル等の活用

統一的な対応が行えるよう、県のＤＶ相談マニュアルや国の「女性相談員　相談・支援指針」を活用します。

また、法改正、制度改正等の情報についても、女性相談支援員間で共有し、相談に活用します。

【施策②】全国女性相談支援員連絡協議会等の研修への参加

女性相談支援員等は、全国女性相談支援員連絡協議会等が主催する研修に積極的に参加し、他市町の女性相談支援員や民間支援団体との情報交換を通して相談業務の参考にするとともに、知識の向上や業務の改善につなげます。研修で学んだ内容は、女性相談支援員間で共有し、相談に活用します。

【施策③】女性相談支援員への支援の充実

女性相談支援員が相談者と同じような心理状態に陥ったり、業務を抱え込んだ状態にならないよう,職場研修や女性相談支援員に対する個別相談を実施します。

また、専門的な法知識が必要となる相談については、法制担当課の協力を得て対応します。

基本目標３　被害者の安全確保

【課題】
○　被害者に暴力や生命の危険が迫っているときは、警察への相談を案内する。
○　被害者に一時保護が必要な場合、一時保護を行う県の女性家庭センターの一時保護所と連携する。
○　万が一の場合に備え、警察への110番通報登録や避難に係る関係機関との連携、状況に応じて裁判所が行う保護命令制度について情報提供を行う。

施策の方向

(1)　安全確保の徹底

【施策①】緊急時における一時保護の実施
　緊急時における被害者の一時保護については、県の女性家庭センターが行います。
　また、一時保護所では、常用薬の持参が必要となるため、被害者のかかりつけ医への同行支援を行います。

【施策②】安全な移送の実施
　被害者が一時保護所へ移動する際は、女性相談支援員等が同行します。なお、移動に必要な交通費がないときは、助成します。
　また、子どもがいるなど、被害者の状況に応じて移送を行います。

【施策③】被害者に対する安全確保の助言
　被害者の居場所等を加害者に知られないよう、安全のための対応策について助言を行います。

【施策④】警察との緊密な連携
被害者に暴力や生命の危険が迫っているときは、警察と緊密な連携を取り対応します。

【施策⑤】諸手続におけるワンストップサービスの実施
被害者の安全確保や負担の軽減を図るため、庁内の諸手続についてワンストップサービスに取り組みます。

【施策⑥】母子生活支援施設や老人ホーム等の機能の活用
一時保護の必要がないケース等においても、幅広い処遇の確保の観点から、母子生活支援施設や老人ホーム等におけるショートステイの利用について被害者と一緒に検討します。

(2) 法律的な相談にかかる支援

【施策①】法律的な相談窓口等の情報提供と助言の実施
法律的な相談の希望があった場合は、法律の専門家に相談するよう助言するとともに、市民相談センター、男女共同参画推進センターの法律相談、こども支援課の養育費等に関する専門相談、日本司法支援センター（法テラス）の相談窓口についての情報提供を行います。

【施策②】保護命令制度等の情報提供と助言の実施
被害者に保護命令制度*について情報提供を行います。また、つきまといやストーカー行為*に対する相談があれば、警察への相談を助言します。

【施策③】保護命令申立て時の支援の充実
被害者に保護命令の申立てを行う意向があるときは、書類作成に関する助言や裁判所への同行支援を行います。

⑶ 情報管理の徹底

【施策①】住民基本台帳事務における閲覧等の制限

被害者から住民基本台帳事務におけるＤＶ支援措置の申出を受け、措置の必要があると判断した場合は、住民基本台帳の閲覧、住民票の写しの交付等を制限します。

【施策②】関係各課におけるＤＶ関連の情報管理の徹底

国民健康保険、国民年金、税など、個人情報に係る事務処理を行う関係各課に対しては、ＤＶに関する情報管理の徹底を図ります。

基本目標４　自立支援体制の充実

【課題】
○　社会的に自立して安全な生活を送れるようにするためには、住宅の確保、就労支援、心のケアなど、さまざまな関係機関による支援が必要である。
○　被害者個々のニーズに合わせた切れ目のない支援を行うため、関係機関が連携し、一体となって被害者を支援していくことが不可欠である。
○　女性自立支援施設を退所した方について、緩やかなつながりを保ち続ける支援が必要である。
○　子どものいる被害者の支援に当たっては、子どもへの心理的ケアなどのフォローを充実させていくことも必要である。

施策の方向

(1)　生活再建に向けた支援

【施策①】市外へ転出するケースへの支援
　被害者が避難先として市外に転出する場合は、本人の意思を尊重した上で、転出先の配偶者暴力相談支援センター等に本人の状況についての情報提供を行い、転出先での自立支援につなげていきます。

【施策②】市内に転入するケースへの支援
　被害者が避難先として市内に転入する場合は、転入前の配偶者暴力相談支援センター等からの情報に基づき、各種手続や就労等について支援を行います。

【施策③】自立に向けた情報提供の充実
　ひとり親家庭の各種制度や相談窓口についてまとめた「ひとり親家庭応援ハンドブック」を関係部署の窓口で配布するなど、被害者等が自立した生活が送れるよう情報提供の充実に努めます。

【施策④】被害者への中長期的フォローアップの実施

児童扶養手当*を受給している被害者等については、各種手続、問い合わせや相談等の機会を活用し、本人の意思を尊重した上で生活状況を把握し、状況に応じた助言を行うなど、継続的な支援を行います。

⑵ 経済的支援の充実

【施策①】ひとり親家庭が利用できる制度等の周知

ひとり親家庭が利用できる児童扶養手当、母子家庭等医療費助成制度*、母子父子寡婦福祉資金貸付制度*などの各種制度について、情報提供や手続の支援を行います。また、経済的に困窮する方には、生活困窮者自立支援法*や生活保護法に基づき、必要な支援を速やかに行います。

【施策②】養育費確保にかかる支援の実施

養育費の取決めに伴う公正証書の作成費用や、養育費立替保証契約の締結に伴う初回保証料を助成することにより、養育費の受取の確保を支援します。

⑶ 就労・就学に向けた支援の充実

【施策①】ひとり親家庭就労支援事業*等の活用

ひとり親家庭については、母子・父子自立支援員が、本人の状況に応じた支援や情報提供を行います。

特に、就労支援については、就労相談員がハローワークと連携し、適切な就労先の確保に向け支援を行います。ハローワークなどが実施する各種資格取得制度等の利用促進を図るとともに、本市主催の就労に関する講座の受講を勧奨します。

【施策②】保育や就学に関する支援

被害者の子どもの保育所等への入所については、優先的な利用調整を行います。子どもの就学に当たっては、安全に就学できるように支援を行います。

【施策③】自立に向けた就労支援（新規）

本人の意向を聞き取り、就労意欲がある場合は、就労支援を行っている関係部署、ハローワークや民間支援団体との連携を図り、本人への求人情報の提供、職業相談の実施や職業能力開発の支援につなげます。

(4) 住宅確保に向けた支援の充実

【施策①】公営住宅の申込み等に関する情報提供

被害者等の生活の再建のため、市営住宅や県営住宅の申込みや優遇取扱いについての情報提供を行います。

【施策②】 居住支援協議会等との連携（新規）

住宅確保要配慮者については、住まいを確保できるよう、市、不動産団体、居住支援団体等で構成した居住支援協議会や居住支援法人等と連携して支援します。

【施策③】母子生活支援施設等への入所の支援

一時保護所退所後の生活の場として、母子生活支援施設や女性自立支援施設への入所が望ましい方には、施設への入所支援を行います。

⑸ 健康への支援の充実

【施策①】精神的な悩みを持つ方への支援

女性が抱えるさまざまな悩みの相談は、男女共同参画推進センターが実施する「女性のための相談室」の利用を促します。また、専門的なカウンセリングを希望する被害者に対しては、カウンセリングが受けられる医療機関等について情報提供を行います。

【施策②】子どもの心のケアに関する支援

面前ＤＶ等により、ＰＴＳＤ(心的外傷後ストレス障害)*を負っている子どもには専門機関などでケアを行うとともに、学校においてはスクールカウンセラーが支援を行います。また、子どもの生活環境への支援が必要なときは、スクールソーシャルワーカー*や外部の専門職を含めた体制により支援を行います。

【施策③】保健に関する支援

市外から転入してきた被害者の子どもが、乳幼児健康診査や予防接種等を滞りなく受けられるよう支援を行うとともに、必要な情報提供を行います。

【施策④】継続的な相談支援の実施（新規）

女性自立支援施設を退所した後についても、電話や面談を行い生活状況等を確認するなど、緩やかにつながり続ける支援を行います。

基本目標５　関係機関・民間支援団体との連携強化

【課題】
○　ＤＶ被害者や困難な問題を抱えている女性の支援を円滑に実施するためには、国・県・市、関係機関が、相談、保護、自立支援の各段階において、緊密に連携し取組を進める必要がある。
○　配偶者暴力相談支援センターと児童相談所がより緊密に連携し、被害者保護に取り組むことが不可欠である。
○　民間支援団体との連携など効果的な自立支援策や加害者プログラムを調査・研究していく必要がある。

施策の方向

(1)　関係機関との連携推進

【施策①】庁内連携会議等の開催
児童虐待及び男女共同参画の担当部署の職員や女性相談支援員が集まり、計画に掲げる施策を推進するための協議、進捗管理や情報交換等を行います。また、処遇困難なケースへの対応について、必要に応じて検討会議を行います。

【施策②】関係機関によるネットワークの充実
ひょうごＤＶ防止ネットワーク会議や中播磨地域配偶者からの暴力に係る相談ネットワーク会議に参画します。また、性犯罪被害、ＪＫビジネス、ＡＶ出演強要被害、人身取引被害、ストーカー被害等について、関係機関等と連携し、情報収集や状況把握に努めます。

【施策③】県や近隣市町との連携の強化
被害者の避難に関しては、関係する他市町との連携が不可欠であり、支援の引継ぎや情報共有について適切に対応します。また、県と情報交換を行い、被害者に対する支援策の充実を図ります。

【施策④】こども家庭センター（児童相談所）*との連携
ＤＶと児童虐待が相互に重複して発生していることを踏まえて、こども家庭センターと連携を図ります。

(2) 民間支援団体との連携推進

【施策①】民間支援団体との連携に向けた調査・研究（変更）

民間支援団体は行政機関と互いの活動を補完することから、県内で女性相談や民間シェルター*の運営等を行っている民間支援団体の活動内容の調査・研究に取り組みます。

また、県が行う民間支援団体の育成に関する支援状況について、注視していきます。

(3) 調査・研究の推進

【施策①】被害者へのアンケートの実施

本市で実施した被害者に対するアンケートや「県女性家庭センター一時保護所の退所者の退所後の生活実態調査」等を活用し、ＤＶ被害者をはじめとする困難な状況にある女性の支援に関する課題等を把握し、今後の施策の検討に活かします。

【施策②】ＤＶ防止や被害者への支援の調査・研究

住まいや就労の確保、地域での見守りなど、被害者の自立支援策を一体的に提供できる仕組みについて検討します。

また、加害者プログラムについて、導入や運用の検討、関係機関との連携強化などの取組みについて調査・研究を行います。